

《 お 知 ら せ 》

平成27年6月25日

関係者各位

FAXにより送信された検査指定票（運搬・倉主等用）による 税関検査貨物の運搬の試行について

現在、輸出入申告等に係る検査等貨物について、NACCSから配信・印字出力された「検査指定票（運搬・倉主等用）」（以下「検査指定票」という。）により税関検査場等に運搬する際には、当該検査指定票の原本を使用する取扱いとしております。

今般、当該取扱いについて改善要望があったことから当関において検討した結果、認定通関業者から、開梱作業取扱専従に係る大阪税関長の承認を受けた者にFAXにより送信した検査指定票を使用して運搬することを認める運用の試行を下記のとおり実施します。

記

1. 対象となる検査指定票

認定通関業者に係る申告官署の選択制^(注)において、輸出入申告官署を本関、貨物確認を行う官署を蔵置官署とする申出をした認定通関業者から、開梱作業取扱専従に係る大阪税関長の承認を受けた者にFAXにより送信された検査指定票

(注) 認定通関業者に係る申告官署の選択制：認定通関業者の営業所単位で、本関、桜島出張所、南港出張所又は大手前出張所のいずれかを、これらの官署の管轄区域内に蔵置されている貨物に係る輸出入申告等を行う官署（以下「輸出入申告官署」という。）として選択する制度を指します。事前の申出により、貨物確認を実施する官署として、輸出入申告官署又は当該貨物の蔵置場所を管轄する官署のいずれかを選択できるように、本年7月より取扱いを変更することとなりました。

2. 実施時期

平成27年7月1日（水）～ 当分の間

3. 留意事項等

検査等貨物を保税地域から搬出する際の搬出確認印等又は税関審査印が、FAXにより送信された検査指定票に最初に押印された以降は、当該検査指定票のみを原本として取扱い、それ以降、当該検査指定票のコピー等は不可とします。

問合せ先

大阪税関業務部通関総括第1部門

06-6576-3313、3314